

利益相反管理方針

1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険代理店業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

2. 社内規定等の整備

前記1.の目的を達成するために、当社において利益相反に関する社内規定、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

(1)管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社が行う保険代理店業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2)管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の通り類型化しています。

- ① お客さまと当社との利害が対立する取引
- ② お客さまと当社の他のお客さまとの利害が対立する取引
- ③ お客さまとの取引を通じて入手した情報を不当に利用して、当社が不当な利益を得る取引
- ④ お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社の他のお客さまが不当な利益を得る取引
- ⑤ その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

4. 管理および管理体制

当社では、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合は、以下の措置を講じます。

- ① 対象取引の中止、情報の遮断
- ② 対象取引の公正性を確認のうえ、取引条件または方法の変更
- ③ お客さまへの情報開示と同意取得
- ④ その他、利益相反状態を解消するための措置

当社は利益相反管理の遂行のため、利益相反管理責任者を設置し、適宜適切な確認・検証を行います。

制定日 2026年 6月 1日

有限会社メイジ

代表取締役 岡田 光